

質問・回答

事業名: 令和7年度 生活文化創造・戦略展開事業

2025/4/10 13:21

No.	質 問	回 答
1	委託契約日より前に事業を開始した場合、その費用は支払われないのか。	本事業の委託契約日以降に実施した本委託事業に係る経費や費用が支払いの対象となります。
2	事業の趣旨に「継続的に親しむことができる環境づくりと伝統産業の活性化等を図ることを目的とする」とあるが、それを主眼としたものでないか。	企画提案の内容を実施することで、副次的な波及や効果として、本事業に掲げる趣旨を満たしうる事業であれば差し支えありません。
3	「生活文化等」、「伝統的な生活文化等」とあり、これまで採択されたものには伝統的なものもあれば国民娯楽のものもある。特にどちらかのテーマを取り上げる方がよいなどはあるか。	特にどちらかのテーマを採用した方がよいといったことはありません。
4	食文化は本事業の中心テーマから除くとのことだが、例えば茶道をテーマにし、和菓子が付随する場合などは食文化とみなされるのか。	企画の中心が和菓子の場合、食文化とみなされる可能性が高いですが、茶道を中心のテーマに据え、その事業において和菓子を副次的な要素で扱うような場合であれば、本事業の対象となります。
5	茶道をテーマにした場合、和菓子は経費としてみなされるか。	NO.4の回答に関連し、事業において和菓子を副次的な要素で扱う場合であれば、本事業の経費の対象となります。
6	「既存のイベントやコンテンツ」とは、文化庁が行っているものを指すのか。それとも企画提案者が行っているものを指すのか。	実施主体に関係なく、既存のイベント、コンテンツを指します。
7	過去に採択された企画について教えてもらうことは可能か。	下記URLから確認することができます。 (参考) 文部科学省：契約情報の公表 https://sisetuweb1.mext.go.jp/procure/shotatsu_tekiseika.html (物品製造等→契約情報の種類の「企画競争及び公募」、部局の「文化庁」及び契約日「※任意」を選択し、調達件名「生活文化」と入力して検索してください。) ※企画の詳細につきましては、契約の相手方に直接お問い合わせください。
8	委託費の概算払いは可能か？	採択した委託事業を実施する上で、概算払いが必要であるかどうかの判断を行いますので、希望する場合は、委託契約を行う段階でご相談ください。
9	今日まで独自に企画を行い事業を展開してきたが、当該事業においては、既存の範疇を超えたものでないか。	既存事業を対象とするのではなく、既存事業から、より創造的な発展もしくは、周囲や未来への波及効果が期待できる企画をご提案ください。
10	翌年度以降の自走化とあるが、規模や経費について、どの程度維持したものでないか。	翌年度以降の規模や経費については、当庁から指示はありません。企画提案書にて、継続的な実施が見込める提案をしてください。
11	企画案について、提出期限前に文化庁に相談することは可能か。	公募期間中において、当庁から企画提案等に対するアドバイスは致しかねます。
12	当該事業の対象者は日本人に限定したものでなければいけないか。外国人を対象にしたものでよいのか。	特に対象者は限定しておりません。対象者を限定する場合は、その理由等を明記してください。
13	法人格を持つ団体を中核とする実行委員会形式の場合、提出書類⑥「任意団体に関する事項」の提出は必要か。	提出が必要となりますので、「企画提案書（様式1・2・3(I)・4）」 (https://www.bunka.go.jp/shinsei_boshu/kobo/word/94189801_02.docx) のうち、様式4に従い企画提案書とあわせてご提出ください。